



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.  
上海良圖商务咨询有限公司



2025年3月21日

「LT会」会報第25-03号（総272号）

上海良圖商務諮詢有限公司（LTCC）

## 持分譲渡取引にかかる税務処理ポイント

新型コロナウイルス禍を起点に、中国の経済はかつてない挑戦に直面しています。この巨大な中国市場の一員として、外資企業も中国国内企業と同様に挑戦に直面し、組織変革を模索しています。足元では、企業再編、売却、合併、清算解散の相談、検討、実施の案件が急増しています。なかでも、買収、合併等の企業再編活動において、「持分譲渡」は避けて通れない取引ですが、特に複雑で、かつ企業の社歴等とも関連するため、税務局ではその税務処理と申告を注視しています。

持分譲渡取引の主体によって、適用される税制が異なるものの、今回は弊社の案件で最も多い非上場企業による持分の対外譲渡を例に、それにかかる税金・費用について解説します。

### 一、税金の種類及び税率

税金の種類	納税義務者	税率	納付税額の計算
企業所得税	売手	25% 特定条件に合致する企業は、優遇税率を適用できる。日本企業の場合、10%とする。	持分譲渡所得(持分譲渡収入-当該持分を取得するために発生した原価-合理的費用)×税率
印紙税	売買双方	0.05%	持分譲渡契約金額(明記された増值税税金を除く)×0.05%

### 二、「持分譲渡所得」の確定

上述のとおり、「持分譲渡所得=持分譲渡収入-原価-合理的費用」であり、そのうち「持分譲渡収入」は持分譲渡取引において比較的複雑な部分である。

#### ● 実際の持分譲渡収入と査定の持分譲渡収入

譲渡取引における売買双方は事前のデューディリジエンス、度重なる交渉などを経て、自由意志により持分譲渡取引の対価を約定できる。売手から見れば、契約で約定した持分売却によって得た対価=持分譲渡収入となる。

一方、税務局から申告した持分譲渡収入が明らかに低く、且つ正当な理由がないと判断された場合、純資産査定法、類比法等の方法により持分譲渡収入が査定される。

例：A社が子会社の100%の持分を売却し、子会社の登録資本金が100万元、取引基準日の純資産が1000万元である場合に、A社とB社が200万元で100%の持分を売却することを約定した。この場合、税務局からは、なぜ1000万元の価値がある子会社を200万元で売却したのかと疑問視される。A社がこれについて合理的な説明と根拠を提示できない場合、税務局に持分譲渡収入を査定される可能性がある。



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

上海良图商务咨询有限公司

LTEC

注意：この場合、売買双方の取引対価は 200 万元で変わらない。ただし、税務局は持分譲渡収入を 1000 万元と見なす（査定する）ことがある。A 社にとってみれば予期しなかった税金支出が発生するリスクがある。

● 【控除項目】当該持分を取得するために発生した原価：

売手が最初に今回取引対象となる持分を取得するために支払った全ての費用を指す。購入対価、関連税金、費用等が含まれる。

● 【控除項目】合理的費用：

持分譲渡時に規定に従い支払う関連税金、費用を指す。例えば、印紙税、資産評価費用、仲介機構費用、工商変更登記費用等である。

### 三、納税申告時点について

税金の種類	納税義務者	納税時点	
企業所得税	売手	中国居民企業	年度確定申告時（翌年 5 月 31 日まで）に申告
		非居民企業	源泉徴収義務の発生日（譲渡対価の支払日/支払期限の到来日）
印紙税	売買双方	--	徴収基準に従い、納税義務の発生日より 15 日以内に申告

留意点：売手が中国居民企業（例えば、中国国内の現地法人）の場合、持分譲渡取引が発生都度に個別に申告納税する必要が無く、当該年度全体の損益で税金納付の要否が決まる。言い換れば、当該居民企業に過年度累損があった場合、累損と相殺できる。

注意点：中国の『印紙税法』は 2022 年 7 月 1 日より正式に施行され、特に税務システム「金税 4 期」が運用開始された後、印紙税の申告は非常に厳格になっている。持分譲渡取引において、『印紙税法』第 15 条、第 16 条に基づき、印紙税の納付が『持分譲渡契約』の締結日より 15 日以上経過した場合、納税時に「滞納金」が発生する。

#### 『印紙税法』

第 15 条第 1 項 印紙税の納税義務の発生時期は、納税者が課税証憑を作成した、又は証券取引を完了した当日とする。  
第 16 条.....；都度に計算徴収を実施する場合、納税者は納税義務発生日より 15 日以内に税金を申告納付しなければならない。

以 上